

社会福祉法人清流会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、以下の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(役員等の出席報酬支給)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは別表1の日額及び費用弁償の支払いを行うものとする。

(役員等の勤務報酬・算定方法等)

第4条 役員等の報酬に関して以下の各号に定める範囲内で理事会において定める別表2の区分により支払うことができる。

- (1) 継続的かつ定期的に就業する理事については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、基準額を理事会にて決定する。
ただし、理事長及び業務執行理事が職員を兼務する場合 別表1の日額のみとする。
- (2) 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たったとき
- (3) 役員及び評議員が法人に対する自己の役務に必要な研修等を受ける必要がある場合

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給の時期は、別表1及び2による報酬等の区分に応じて、次の各号に定める時期とする。

- (1) 別表 1 に定める額 当日現金支払。
- (2) 別表 2 に定める月額 毎月 1 日に起算し、当月末日に締切、翌月 25 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。別表 2 に定める日額 業務終了に係る日から 1 週間以内に現金で支払う。

（出張費等にかかる要件）

第 6 条 法人業務（役務のための研修等も含む）に携わった場合別表 3 のとおり費用弁償として旅費等を支給することができる。但し、施設の職員を兼務する役員は、職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用する。

- 2 出張者は承認を得た出張依頼書に所要事項を記載し、理事長に提出する。
- 3 出張者は第 3 号に基づき必要な出張旅費、経費の仮払いを受けることができる。
- 4 出張者は出張より帰所した場合 1 週間以内に精算及び必要に応じて報告書を提出する。
- 5 旅費は宿泊費・日当・交通費とし、別表 3 の区分により支給する。

（費用弁償）

第 7 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

（公表）

第 8 条 この法人は、この規程を以て、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表する。

（補則）

第 9 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

役員	報酬の額	費用弁償（日額）
理事会出席	（日額） 5,000 円	実費
評議員		費用弁償（日額）
評議員会出席	（日額） 5,000 円	実費

別表 2

役職名	報酬の額	費用弁償（日額）
常勤理事（1号）	（月額） 100,000 円	
常勤理事（2号）	（月額） 200,000 円	
常勤理事（3号）	（月額） 300,000 円	
常勤理事（4号）	（月額） 400,000 円	
常勤理事（5号）	（月額） 500,000 円	
常勤理事（6号）	（月額） 600,000 円	
常勤理事（7号）	（月額） 700,000 円	
非常勤理事・監事	（日額） 4 時間以内 5,000 円	実費
評議員	（日額） 4 時間以上 10,000 円	
監事	年度末財務監査 20,000 円	実費

別表 3 旅費等

宿泊費	東京出張	14,000 円
	四国外出張	12,000 円
	四国内出張	10,000 円
日 当	各地域共通	4,000 円
交通費	鉄 道	普通・指定
	船 舶	1 等
	車 賃	実費
	航 空	実費

- ① 業務遂行に必要な経費は、実費を原則とする。
- ② 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- ③ 交通費に関して空港モノレール、バスは実費とする。
- ④ 車賃は、バス・地下鉄・及びタクシー代（実費最小限度）
- ⑤ グリーン車輛の利用は、事情がある場合のみ申請によりこれを認める。
- ⑥ 航空機においてはファーストクラスの利用は行わない。